

保高第 677 号
平成27年 8月21日

(介護予防) 通所介護事業者 様
(介護予防) 認知症対応型通所介護事業者 様

福岡市保健福祉局高齢社会部高齢者サービス支援課

「指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に
指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の
事業の人員、設備及び運営に関する福岡市指針等の
一部改正について（通知）」

日頃より本市の保健福祉行政にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成27年5月1日付保高第160号で発出の「指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する福岡市指針について（通知）」について、利用実態の把握、利用者保護の観点から、下記のとおり指定通所介護事業所等の設備を利用しないもの（ただし、指定通所介護事業所等の利用者が利用するものに限る。）についても新たな届出の対象としましたので通知いたします。

つきましては、内容を必ずご確認のうえ、関係職員への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようお願いいたします。

なお、本日までに宿泊サービスを提供している事業所は、平成27年9月30日(水)までに、今後新たに宿泊サービスを提供する事業所は、開始前までに届出を行ってください。

記

1. 通知の施行日

平成27年 9月 1日

2. 一部改正の箇所

(1) 指針

変更前	変更後
2 定義 (1) この指針において、「宿泊サービス」とは、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第7項に規定する通所介護、第8条第17項に規定する認知症対応型通所介護、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定（整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第53条第1項に規定する	2 定義 (1) この指針において、「宿泊サービス」とは、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第7項に規定する通所介護、第8条第17項に規定する認知症対応型通所介護、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定（整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第53条第1項に規定する

<p>指定介護予防サービスに相当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護又は第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護の指定を受けた事業者（以下「指定通所介護事業者等」という。）が、当該指定を受けた事業所（以下「指定通所介護事業所等」という。）の営業時間外に、<u>その設備</u>を利用し、当該指定通所介護事業所等の利用者に対し、排せつ、食事等の必要な介護などの日常生活上の世話について、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスとして提供することをいう。</p> <p>なお、指定通所介護事業所等の<u>設備</u>を利用しないものは、本指針の届出等の対象にはならないが、高齢者を入居（入居契約を締結する、長期間宿泊させる等）させ、「入浴、排せつ又は食事の介護」、「食事の提供」、「洗濯等の家事」又は「健康管理」の少なくとも1つのサービスを供与する場合には、「有料老人ホーム」に該当するので、老人福祉法上の届出を確実にしなければならないこと。</p>	<p>指定介護予防サービスに相当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護又は第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護の指定を受けた事業者（以下「指定通所介護事業者等」という。）が、当該指定を受けた事業所（以下「指定通所介護事業所等」という。）の営業時間外に、<u>その設備又は次の各号に掲げる部屋等（以下「設備等」という。）</u>を利用し、当該指定通所介護事業所等の利用者に対し、排せつ、食事等の必要な介護などの日常生活上の世話について、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスとして提供することをいう。</p> <p>なお、指定通所介護事業所等の<u>設備等</u>を利用しないものは、本指針の届出等の対象にはならないが、高齢者を入居（入居契約を締結する、長期間宿泊させる等）させ、「入浴、排せつ又は食事の介護」、「食事の提供」、「洗濯等の家事」又は「健康管理」の少なくとも1つのサービスを供与する場合には、「有料老人ホーム」に該当するので、老人福祉法上の届出を確実にしなければならないこと。</p> <p>① <u>指定通所介護事業所と同一建物内にあり、他に用途が明確に定められていない部屋等（「他に用途が明確に定められていない部屋等」とは、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条に規定する有料老人ホーム等、他の制度の区画としていない部屋等をいう。以下同じ。）</u></p> <p>② <u>指定通所介護事業所と同一敷地又は近隣地の別の建物にあり、他に用途が明確に定められていない部屋等（ただし、指定通所介護事業所等の利用者が利用するものに限る。）</u></p>
--	---

(2) 届出様式

「(参考様式3-2) 別の宿泊場所の位置図等」 様式追加

指定通所介護事業所等と別の宿泊場所（同一敷地又は近隣地の別建物）の位置関係等を図示するもの。

(3) 解釈通知 (Q&A)

変更前	変更後
<p><u>(別棟、別階又は別部屋の宿泊室)</u></p> <p>問： 宿泊サービスにおいて、食堂、浴室、便所は通所介護事業所等の設備を利用しているが、宿泊室は別棟、別階又は別部屋にあり、通所介護事業所等の設備を利用していない。この場合は<u>福岡市指針の宿泊サービスに該当する</u>のか。</p> <p>答： 通所介護事業所等の設備を利用しているか、利用していないかは、宿泊室を基準に判断しますので、この場合は<u>福岡市指針の宿泊サービスには該当しませんが、有料老人ホームに該当する可能性があります。</u></p> <p>なお、宿泊室が別階又は別部屋にある場合で、通所介護事業所等の食堂兼機能訓練室を通行する場合は、共用部分として面積から除外することになります。</p>	<p><u>(指定通所介護事業所等の設備を利用しない宿泊サービス(別の宿泊場所))</u></p> <p>問： 宿泊サービスにおいて、食堂、浴室、便所は通所介護事業所等の設備を利用しているが、宿泊室は別棟、別階又は別部屋にあり、通所介護事業所等の設備を利用していない。この場合<u>でも届出を行う必要があるのか。</u></p> <p>答： 通所介護事業所等の設備を利用しているか、利用していないかは、宿泊室を基準に判断し、<u>下記の①・②に該当するものについても、この指針の趣旨・目的に鑑み、これに沿った宿泊サービスを提供するとともに、所定様式を用いて届出を行ってください。ただし、県情報公表制度への当該届出内容の報告(福岡市指針 第4の20(1)「なお」以下を除く)は不要です。</u></p> <p><u>また、下記の②に該当(同一敷地又は近隣地の別建物を利用)する場合は、その位置図(参考様式3-2)も提出してください。</u></p> <p>① <u>指定通所介護事業所と同一建物内にあり、他に用途が明確に定められていない部屋等(「他に用途が明確に定められていない部屋等」とは、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第29条に規定する有料老人ホーム等、他の制度の区画としていない部屋等をいう。以下同じ。)</u></p> <p>② <u>指定通所介護事業所と同一敷地又は近隣地の別の建物にあり、他に用途が明確に定められていない部屋等(ただし、指定通所介護事業所等の利用者が利用するものに限る。)</u></p> <p><u>また、このとき、宿泊が長期間(概ね3月を超える期間)となる場合は、有料老人ホームに該当する可能性がありますので、担当者までご相談ください。</u></p> <p>なお、宿泊室が別階又は別部屋にある場合で、通所介護事業所等の食堂兼機能訓練室を通行する場合は、共用部</p>

<p><u>(新設)</u></p>	<p>分として面積から除外することになります。</p> <p><u>(別の宿泊場所への送迎)</u></p> <p><u>問： 別の宿泊場所（例えば、同法人の別事業所等）に、指定通所介護事業所等の車で送迎することはできるのか。</u></p> <p><u>答： 指定通所介護事業所等は、利用者を居宅と事業所の区間での送迎（自家輸送（じかゆそう））は行えますが、それ以外の区間での送迎は道路運送法違反の無許可運送（白タク行為）となるおそれがありますので行えません。この場合、有償であるか無償であるかを問いません。詳しくは、国土交通省九州運輸局自動車交通部旅客第2課（TEL：092-472-2527）にお問い合わせください。</u></p> <p><u>例えば、宿泊サービスの利用申込みが急なもので、当該事業所の利用定員を超過、受け入れ態勢が整わないなどやむを得ない事由があつて、別の宿泊場所を利用させる場合は、タクシー等の公共交通機関の利用が必要となります。</u></p>
--------------------	---

3. 本市ホームページへの掲載（予定）場所

福岡市指針・届出（様式）の内容や留意事項等については、後日、本市ホームページに掲載する予定ですので、ご確認ください。

http://www.city.fukuoka.lg.jp/hofuku/sesakusuishin/00/05/5-010115_2_3.html

HOME > くらし・手続き・環境 > 高齢・介護 > 事業者の方へ

> 事業者の方へ > お知らせ > お泊まりデイサービスへの今後の対応等について

【問い合わせ先】

福岡市 保健福祉局 高齢社会部
 高齢者サービス支援課 居宅サービス係
 担当：松田

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1 12階⑥番

Tel：092-711-4257 Fax：092-726-3328

E-mail：kyotaku@city.fukuoka.lg.jp